

(参考) 三位一体改革に伴い市町村へ一般財源化・交付金化される事業

1 市町村へ一般財源化

介護予防・地域支え合い事業（緊急通報体制整備事業・高齢者の生活支援事業分）

生活支援ハウス運営費

老人保護措置費（養護老人ホーム運営費）

延長保育事業費補助金（公立分）

病院群輪番制病院運営事業

市町村母子保健事業費

学校給食指導費（金市工分夜間給食・扶助費）

2 市町村へ交付金化

市町村母子保健事業費補助金（育児支援家庭訪問事業）

市町村母子保健事業費補助金（育児等健康支援事業）

延長保育促進事業費補助金（公立分以外）

つどいの広場事業費補助金

乳幼児健康支援一時預かり事業費補助金

病後児童在宅保育サービス支援事業費補助金

訪問型一時保育事業費補助金

子育て短期支援事業費補助金

へき地保育所運営費補助金

保育所ゆとり創造事業費補助金

介護保険関連施設等整備費補助金（デイサービス）

介護保険関連施設等整備費補助金（認知症高齢者グループホーム）

保育所整備費補助金（創設）

保育所整備費補助金（統合・増改築）

保育所整備費補助金（大規模修繕）